

## IASB、会計基準「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の改訂）」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は2017年10月12日に、「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の改訂）」（以下、「本改訂」という）を公表した。負の補償とは、満期日前に契約を終了することを選択した取引当事者がその相手から補償を受け取ることをいう。本改訂は、そのような要素が貸付金や債券などの負債性金融商品に含まれているとしても、そのことのみをもって、当該資産を償却原価区分もしくはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分（FVTOCI区分）に分類することが妨げられることはない旨を新たに規定するものである。



合わせて、認識の中止を伴わない金融負債の条件変更・交換に関する会計処理についてのIASBの見解が「結論の根拠」を改訂する形で補記された。

なお、本改訂の移行措置の一環として新たに求められることとなった開示に対応するために、IFRSタクソノミー案「負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の改訂）」が同時公表されている。

### 【本改訂の背景】

IASBは、2014年7月に最終版のIFRS第9号（IFRS第9号（2014年版））を公表した。その適用開始は2018年1月1日以降開始する会計年度である（早期適用も認められる）。

IFRS第9号（2014年版）の公表後、IFRS解釈指針委員会へ寄せられた適用上の論点のうち、IASBは、期限前償還要素についてIFRS第9号（2014年版）の条項の見直しを検討することを決定し、2017年4月の公開草案並びにこれに寄せられたコメントへの対応を経て今回の改訂に至ったものである。

また、同様にIFRS解釈指針委員会に寄せられていた、金融負債の条件変更時の会計処理に関しては、「結論の根拠」に補記することで、IASBの見解の明確化についての周知徹底を図っている。

## 【キャッシュ・フロー要件と「合理的な補償」】

IFRS第9号では、キャッシュ・フロー要件を満たす場合には、ビジネスモデルの種類により金融資産を償却原価またはFVTOCI区分とすることができる。

従前のIFRS第9号（2014年版）は、発行者（債務者）による期限前償還を許容（または要求）する契約条件、または、期限前に発行者に対して売り戻すことを保有者（債権者）に許容（または要求）する契約条件が存在する場合であっても、返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額である場合（合理的な補償の追加的な支払いを含む）には、キャッシュ・フロー要件を満たすとしていた。

満期日前に契約を終了することを選択した借手が補償を受け取るような期限前償還条項がある場合、貸手は元本及び元本に対する利息の未払額より少ない金額しか受け取ることができない。従前のIFRS第9号（2014年版）ではこのような期限前償還要素を含む金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分（FVTPL区分）に分類されることになる。しかし、IASBでは、質問の対象になった商品については償却原価により測定した場合の情報により有用であるとして、今回の改訂を行っている<sup>1</sup>。

本改訂は『追加的な』という要件を基準から削除し（IFRS第9号B.4.1.11(b)項、IFRS第9号B.4.1.12(b)項）、期限前償還の理由がどのような理由であったとしても、合理的な補償であれば、取引当事者のいずれが補償を受け取るかについては問わないこととされた（IFRS第9号B4.1.12A項）。

## 【適用日及び移行措置】

本改訂は、2019年1月1日以降に開始する会計年度から遡及適用する。早期適用は認められる。早期適用をした場合にはその旨を開示する。

結果としてIFRS第9号の適用と本改訂の適用が同時期でない企業が生じることから、新たに以下の2点につき移行措置が設けられた。

- ・ 本改訂の適用開始に伴う、公正価値オプションの適用対象の見直しに関する要求事項並びに公正価値オプションの新規指定に関する免除措置
- ・ 本改訂の適用開始に際し、適用開始時点以前の財務諸表を原則として修正再表示しなくてよい旨の規定

なお、IFRS第9号の適用開始と同時に本改訂の適用を行わなかった場合には、追加の開示が要求されている。また、本開示規定に対処するためのIFRSタクソノミーの改訂が提案されている。

IFRS基準の初度適用者を対象とした特段の措置は設けられていない。

---

1 FVTOCI区分の負債性商品は償却原価に基づき損益計算を行う。

## 【金融負債の条件変更に関する「結論の根拠」の補記】

金融負債の条件変更または交換（条件変更等）が行われる際に、当該条件変更等が実質的である場合には、対象となった金融負債の認識の中止と新たな金融負債の認識が行われ、実質的ではない場合には金融負債の認識は継続する。実質的ではない条件変更等の場合、IAS第39号では、条件変更損益を認識することなく、条件変更等に伴うキャッシュフローの変更を実効金利に反映する会計処理が一般的に行われている。IFRS第9号（2014年版）では、認識の中止を伴わない金融資産の条件変更については、当初の実効金利を使用して償却原価を再測定し、その差額は条件変更損益として純損益に認識する（IFRS第9号B5.4.6項）ことが規定された。このため、金融負債の条件変更についても当該規定の対象となるのかが不明瞭であるとしてIFRS解釈指針委員会へ質問が寄せられていた。

これについて、IFRS解釈指針委員会は審議を行い、IFRS第9号B5.4.6項の規定は、認識の中止を生じさせない金融負債の条件変更・交換による場合を含むすべてのキャッシュ・フローの見積りの修正に一律に適用されること、したがって条件変更・交換による償却原価の再測定差異は、条件変更等の生じた日に純損益で認識すべきであることを結論した。IFRS解釈指針委員会は当該結論に基づきIFRIC解釈指針（案）を作成することを想定していたが、IASBはIFRS第9号の原則及び要求事項が会計処理に関する十分な判断基礎を示しているとして新たな基準設定プロセスを経ることに反対した。しかしながらこの論点は重要性が高いことが認識されていたため、今回のIFRS第9号の改訂に際して、IFRS第9号の結論の根拠を合わせて改訂し、上記結論について補記することで対応が図られた。

IFRS第9号の適用により、金融負債の条件変更等に関する会計方針が変更され、遡及適用の対象となる。なお、過去に条件変更等された（条件変更等が実質的ではない、つまり認識の中止には該当しない）金融負債に関連するコストや手数料の会計処理には変更はなく、帳簿価額への修正として、当該金融負債の満期までの期間にわたって償却される。

## 【影響】

過去において固定利付の金融商品の条件変更等を行った企業は、金融負債の実質的ではない条件変更等（認識の中止を伴わない条件変更等）に関する現行実務とIFRS第9号での会計処理が異なり、かつ会計方針の変更として遡及修正が必要であるため、重要な影響を受ける可能性がある。

## 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

会計プラクティス部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.